

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年6月29日

草津市長 橋 川 渉

| 開発許可を受けた者の住所・氏名                     | 開発区域の名称              | 面積      | 検査済証    |      |
|-------------------------------------|----------------------|---------|---------|------|
|                                     |                      |         | 交付年月日   | 番号   |
| 守山市金森町1023番地 FLORA II 101号<br>八田 悠司 | 草津市矢橋町字中庄司1879<br>番6 | 165.51㎡ | R8.6.29 | 1935 |

（令和8年6月29日掲示済み）

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年6月29日

草津市長 橋 川 渉

| 開発許可を受けた者の住所・氏名               | 開発区域の名称                  | 面積      | 検査済証    |      |
|-------------------------------|--------------------------|---------|---------|------|
|                               |                          |         | 交付年月日   | 番号   |
| 草津市野村四丁目7番3号<br>日比野 修司、日比野 正嗣 | 草津市南笠町字岩ヶ崎1270<br>番4 外1筆 | 251.33㎡ | R8.6.29 | 1936 |

（令和8年6月29日掲示済み）

## 公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和8年6月19日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、認可公告する。

地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、認可公告する。

令和8年6月30日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画
- 縦覧の期間 令和8年6月30日から  
令和8年7月31日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和8年6月30日掲示済み）

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第12号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和8年7月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

1 期 日 令和8年7月23日（木） 午後2  
時00分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和8年7月1日揭示済み）

## 選挙管理委員会告示

草選委告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年6月17日現在において、次のとおりである。

令和8年6月17日

草津市選挙管理委員

委員長 木 村 辰 己

50分の1の数 2,280人

6分の1の数 18,998人

3分の1の数 37,995人

（令和8年6月17日揭示済み）

草選委告示第28号

令和8年7月5日執行予定の滋賀県知事選挙における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年6月17日

草津市選挙管理委員

委員長 木 村 辰 己

期日前投票所の投票管理者および職務を行うべき日

別紙のとおり

期日前投票所の投票管理者職務代理者および代理として職務を行うべき日

別紙のとおり

（別紙 略）

（令和8年6月17日揭示済み）

## 監査委員告示

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和8年6月19日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 土 肥 浩 資

### 1 定期監査

#### (1) 監査の対象

| 監査対象機関名 | 重点的に監査した所属                          |
|---------|-------------------------------------|
| こども若者部  | 第四保育所<br>志津こども園<br>山田こども園<br>笠縫こども園 |
| 教育委員会   | 志津小学校<br>草津小学校<br>老上西小学校<br>玉川小学校   |

|  |                          |
|--|--------------------------|
|  | 笠縫東小学校<br>草津中学校<br>新堂中学校 |
|--|--------------------------|

(2) 監査の時期 令和8年5月25日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象機関名：こども若者部

| 指摘事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈第四保育所〉</p> <p>① 収入支出伝票をはじめ保育施設徴収金等の事務を慎重かつ正確に執行されたい。また、審査する者は、丁寧かつ厳格に審査されたい。</p> <p>② 各会計決算の保護者報告について、団体徴収金である「保護者と先生の会会計」以外の会計は、会計ごとの収入・支出明細を省略した簡便な精算報告で5会計をまとめて作成していたので、各会計の決算報告は、会計ごとに用途を明らかにして作成されたい。</p> <p>〈志津こども園〉<br/>特になし</p> <p>〈山田こども園〉<br/>特になし</p> <p>〈笠縫こども園〉</p> <p>① 臨時徴収会計の決算報告がされていないので、臨時徴収会計についても決算報告を適正にされたい。</p> |

●監査対象機関名：教育委員会

| 指摘事項    |
|---------|
| 〈志津小学校〉 |

特になし

〈草津小学校〉

- ① 多数の会計の監査について、準公金の決裁体制の中にいる関係職員である学年会計担当者が監査を行っていたので、それぞれの会計に関わっていない者が、監査を実施されたい。

〈老上西小学校〉

- ① 期末に未払金、未収金があるにもかかわらず、決算書に記載されていなかったもので、正しい決算報告を行われたい。

〈玉川小学校〉

- ① 収入支出伝票の様式は正しいものを使用し、事前に決裁を得られたい。

- ② 学校徴収金で取扱う対象だけでレシート等を発行してもらうのが原則であるが、一部対象外が含まれてしまった時などは、その旨理由書を作成され対象を明確にされたい。

〈笠縫東小学校〉

- ① スポーツ振興センター会計および同窓会会計についても、決算報告書の作成や監査を実施されたい。

〈草津中学校〉

- ① AEDは、毎日、点検し、記録されたい。

〈新堂中学校〉

- ① 斜降式救助袋用の固定環の設置位置が不明になっており、さらに障害物による干渉を受けるため斜降式救助袋が使用不可の状態であったので、斜降式救助袋が適正に使用できるよう早急に対応されたい。

意見

- ① 今回の監査では、準公金についての指摘が複数あるが、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックを遵守していない事例である。人事異動等で継続性に課題があるだろうが、準公金に関わる全ての職員が、このハンドブックに記載された内容を熟知し、それに従い、正確に準公金を取扱わなければならないことは言うまでもない。準公金の適正な取扱いのための同ハンドブックの実効性を担保する仕組みを検討され、常に正確で適正な準公金の取扱いとなることを期待する。

さらに、準公金を取扱う事務自体も煩雑でリスクを伴うものであるので、準公金を取扱うことがないような方策も検討されると準公金を取扱うリスクが無くなるとともに教員の負担軽減にもなるものと思われる。

(令和8年6月19日揭示済み)

## 農業委員会告示

### 草津市農業委員会告示第6号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年6月30日

草津市農業委員会会長 今 井 修

- 期 日 令和8年7月10日（金） 午後1時30分
- 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 付議案件
  - 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
  - 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
  - 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
  - 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
  - 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて
  - 草津市農地利用最適化推進委員の任期延長について

(令和8年6月30日揭示済み)

## 上下水道事業告示

### 草津市上下水道事業告示第17号

草津市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月1日

草津市長 橋 川 渉

#### 1 指定給水装置工事事業者

| 指定番号 | 事業者名           | 代表者名   | 所在地           | 電話番号         |
|------|----------------|--------|---------------|--------------|
| 1374 | a - t<br>e c h | 我孫子 浩章 | 草津市東矢倉三丁目4番7号 | 077-532-7279 |

#### 2 指定有効期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

(令和8年7月1日揭示済み)

### 草津市上下水道事業告示第18号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和8年7月1日

草津市長 橋 川 渉

#### 1 指定下水道工事店

| 指定番号 | 事業者名           | 代表者名   | 所在地           | 電話番号         |
|------|----------------|--------|---------------|--------------|
| 1374 | a - t<br>e c h | 我孫子 浩章 | 草津市東矢倉三丁目4番7号 | 077-532-7279 |

#### 2 指定有効期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

(令和8年7月1日揭示済み)

### 草津市上下水道事業告示第19号

草津市指定下水道工事店の営業所在地の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所在地の

異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号の規定により告示する。

令和8年7月1日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1364 宮本工業

|       | 新                      | 旧              | 異動年月日         |
|-------|------------------------|----------------|---------------|
| 営業所在地 | 大津市下阪本<br>四丁目22番<br>2号 | 大津市稲葉台<br>3番9号 | 令和8年6<br>月17日 |

（令和8年7月1日揭示済み）